

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- **里親の掘り起こし事業**
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- **里親への研修**
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- **里親候補者の週末里親等の活用**
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- **里親委託の推進**
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- **里親家庭への訪問指導・養育相談**
- **里親サロン(里親同士の連携)**
- **レスパイト・ケアの調整**
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
(児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- **認定、登録に関する事務**
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等
- **委託に関する事務**
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定
- **里親指導等**
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング
- **その他**
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等
- **里親委託の解除**
 - ・委託解除の決定

(参考4) 児童家庭支援センターについて

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であつて、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

(平成22年2月現在設置状況)

児童養護施設に附設	67
乳児院に附設	5
情緒障害児短期治療施設に附設	3
母子生活支援施設に附設	2
その他	0
計	77

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム (2) 事務室 (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より計画的に常勤化)

4. 情緒障害児短期治療施設の設置推進

- 情緒障害児短期治療施設（情短施設）は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第43条の5）
- 情短施設は、医師、心理療法担当職員、指導員等の人員配置が厚いが、情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状。
- 平成20年度に32か所であったが、現在37か所に増加。
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、平成26年度47か所の目標を設定

情緒障害児短期治療施設の設置状況

（平成22年10月1日現在・家庭福祉課調べ）

全国施設数	入所児童数	平均児童数
37か所	1,083人	29.3人

設置済自治体数	未設置自治体数
33 (47.8%)	36 (52.2%)

①（未設置の場合）設置目標・計画設定状況

目標又は計画あり	なし
5	31

②（未設置の場合）設置が進まない理由

理由（複数回答）	自治体数
適切な実施主体が見つからない	18
医師の確保が困難	12
心理療法担当職員の確保が困難	6
入所児童の学校関係の調整が困難	8
対象児童が少ない	10
その他（財源・人材・建設適地の確保が困難等）	15

情緒障害児短期治療施設の設置状況（都道府県市別一覧）

自治体名	施設数	定員数	入所児童数
北海道	1	50	37
青森県	1	30	12
岩手県	1	50	40
仙台市	1	40	36
茨城県	1	40	26
栃木県	1	35	7
群馬県	1	38	30
埼玉県	1	50	36
横浜市	1	56	49
長野県	1	19	17
岐阜県	1	48	42
静岡県	1	50	45
愛知県	2	85	76
名古屋市	1	35	13
三重県	1	40	5
滋賀県	1	50	46
京都府	1	30	24
京都市	1	35	12
大阪府	3	154	136
大阪市	2	75	68

自治体名	施設数	定員数	入所児童数
兵庫県	1	35	34
和歌山県	1	30	28
鳥取県	1	30	27
島根県	1	20	7
岡山県	1	50	17
広島市	1	28	27
山口県	1	50	40
香川県	1	30	22
高知県	1	30	13
福岡県	1	50	18
長崎県	1	40	35
熊本県	1	35	29
鹿児島県	1	35	29
合計	37	1,473	1,083

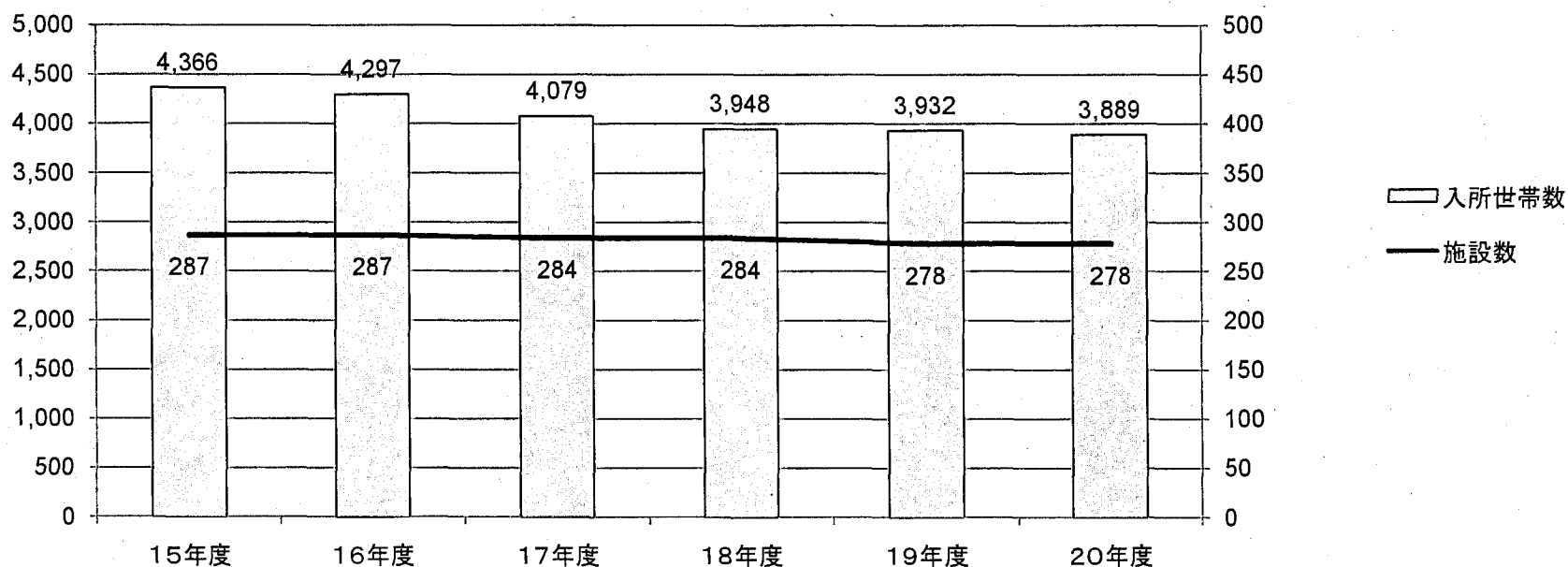
（平成22年10月1日現在・家庭福祉課調べ）

※管内に設置が無い自治体
 宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、奈良県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県
 札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、横須賀市、金沢市、熊本市

5. 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

- 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
- 当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

母子生活支援施設の施設数及び入所世帯数の推移

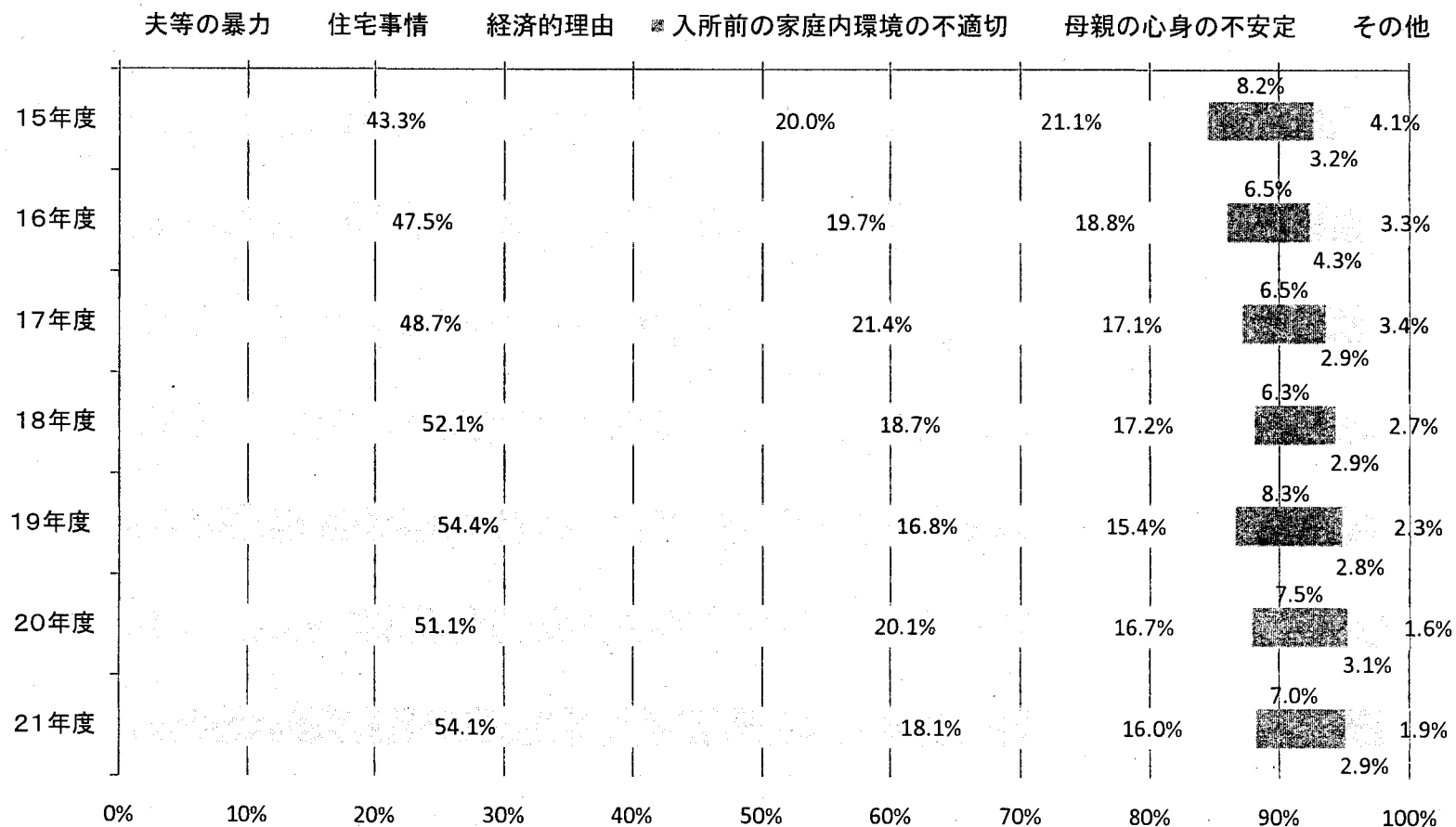


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」及び家庭福祉課調べ（各年度末）

(1) 入所者に占めるDV被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えている。

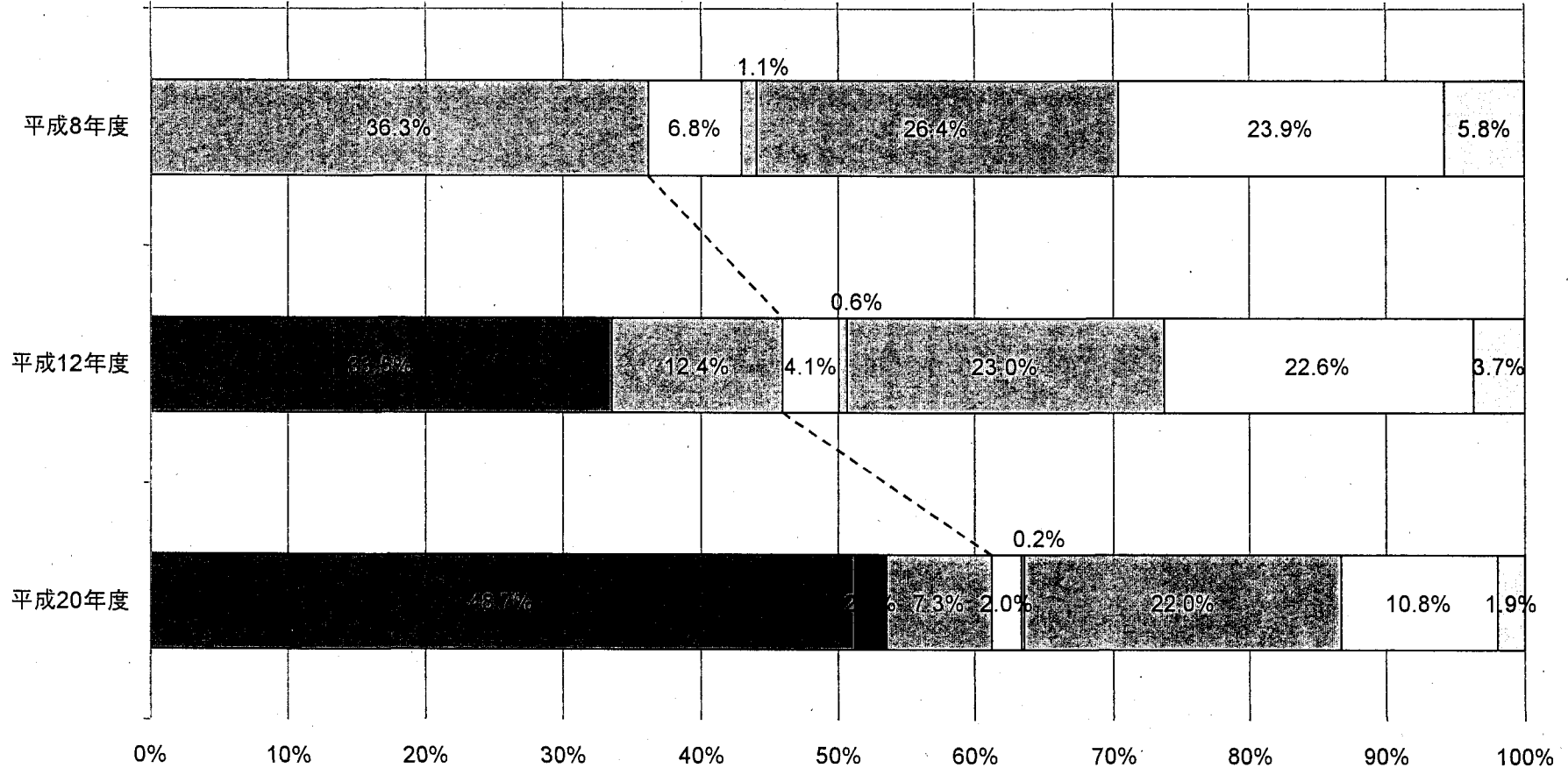
母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

■夫などの暴力 ■児童虐待 □入所前の家庭環境の不適切 □母親の心身の不安定 □職業上の理由 □住宅事情 □経済事情 □その他



資料：全国母子生活支援施設実態調査（社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ）

※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。

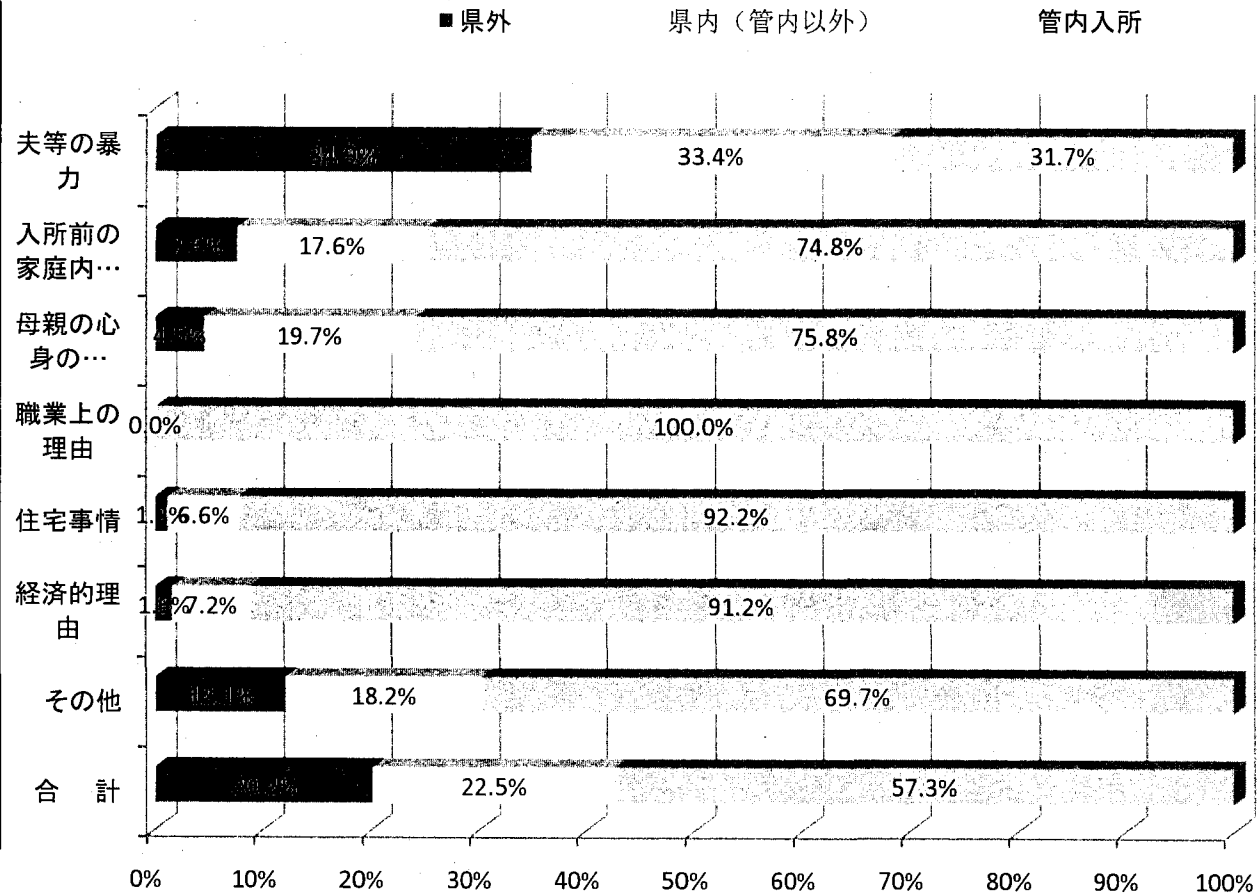
平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

(2) 広域入所の進展

- 「夫等の暴力」を理由とする入所については、加害者からの安全な保護のために広域入所が必要となるケースが多く、「管内入所」「広域入所(県内)」「広域入所(県外)」がほぼ3分の1ずつとなっている。
- 「夫等の暴力」以外の理由とする入所については、管内入所が大部分を占めるが、「夫等の暴力」を理由とする入所の割合が増加しているため、合計で見ても、広域入所が4割を超えている。

母子生活支援施設新規入所 (世帯数)

	広域入所		管内入所	合計
	県外	県内		
夫等の暴力	428 (34.9%)	410 (33.4%)	389 (31.7%)	1227 (100%)
入所前の家庭内環境の不適切	12 (7.6%)	28 (17.6%)	119 (74.8%)	159 (100%)
母親の心身の不安定	3 (4.5%)	13 (19.7%)	50 (75.8%)	66 (100%)
職業上の理由	0 (0%)	0 (0%)	10 (100%)	10 (100%)
住宅事情	5 (1.2%)	27 (6.6%)	379 (92.2%)	411 (100%)
経済的理由	6 (1.6%)	26 (7.2%)	331 (91.2%)	363 (100%)
その他	4 (12.1%)	6 (18.2%)	23 (69.7%)	33 (100%)
合計	458 (20.2%)	510 (22.5%)	1301 (57.3%)	2269 (100%)

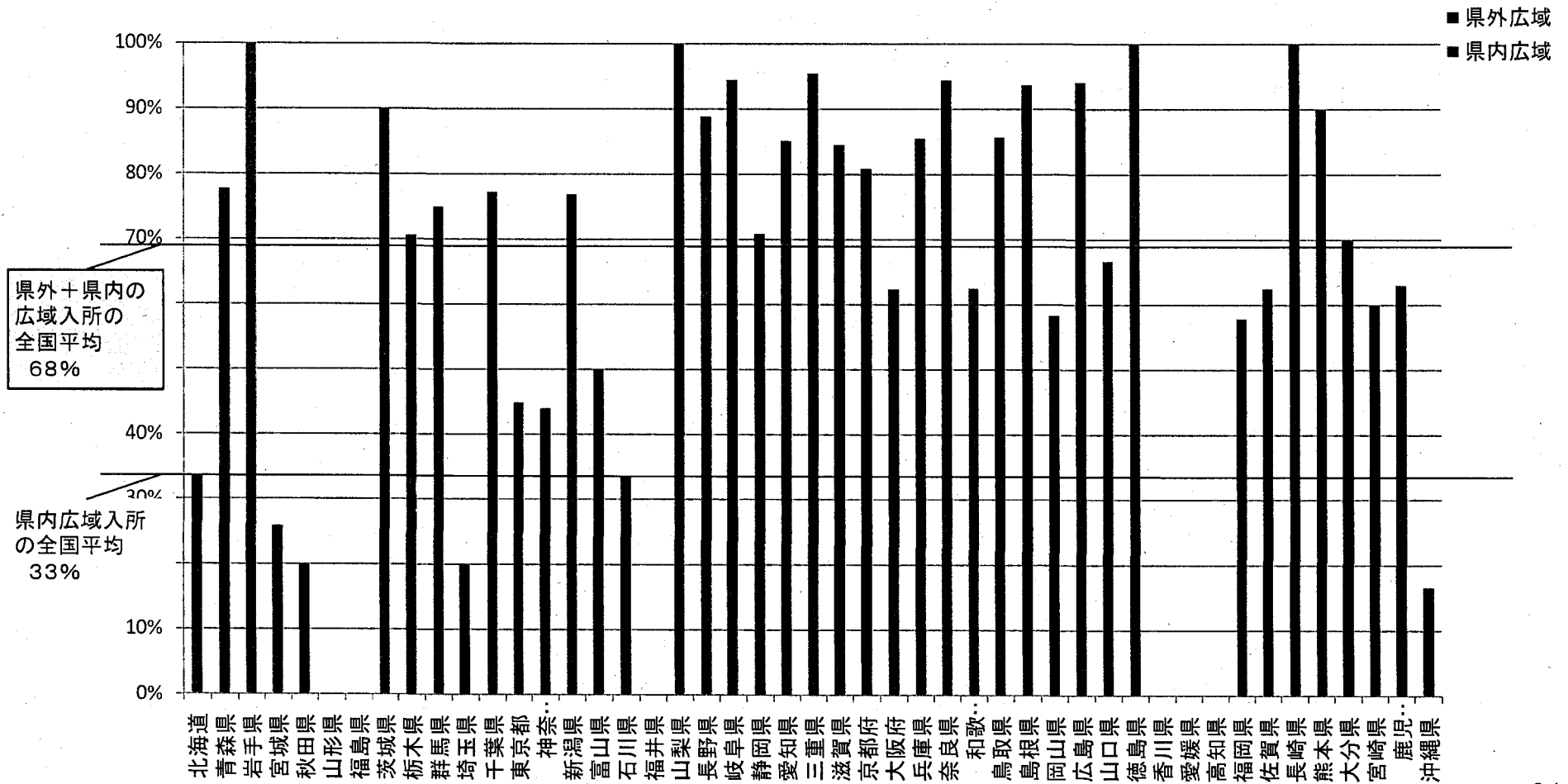


(出典)雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成21年度)

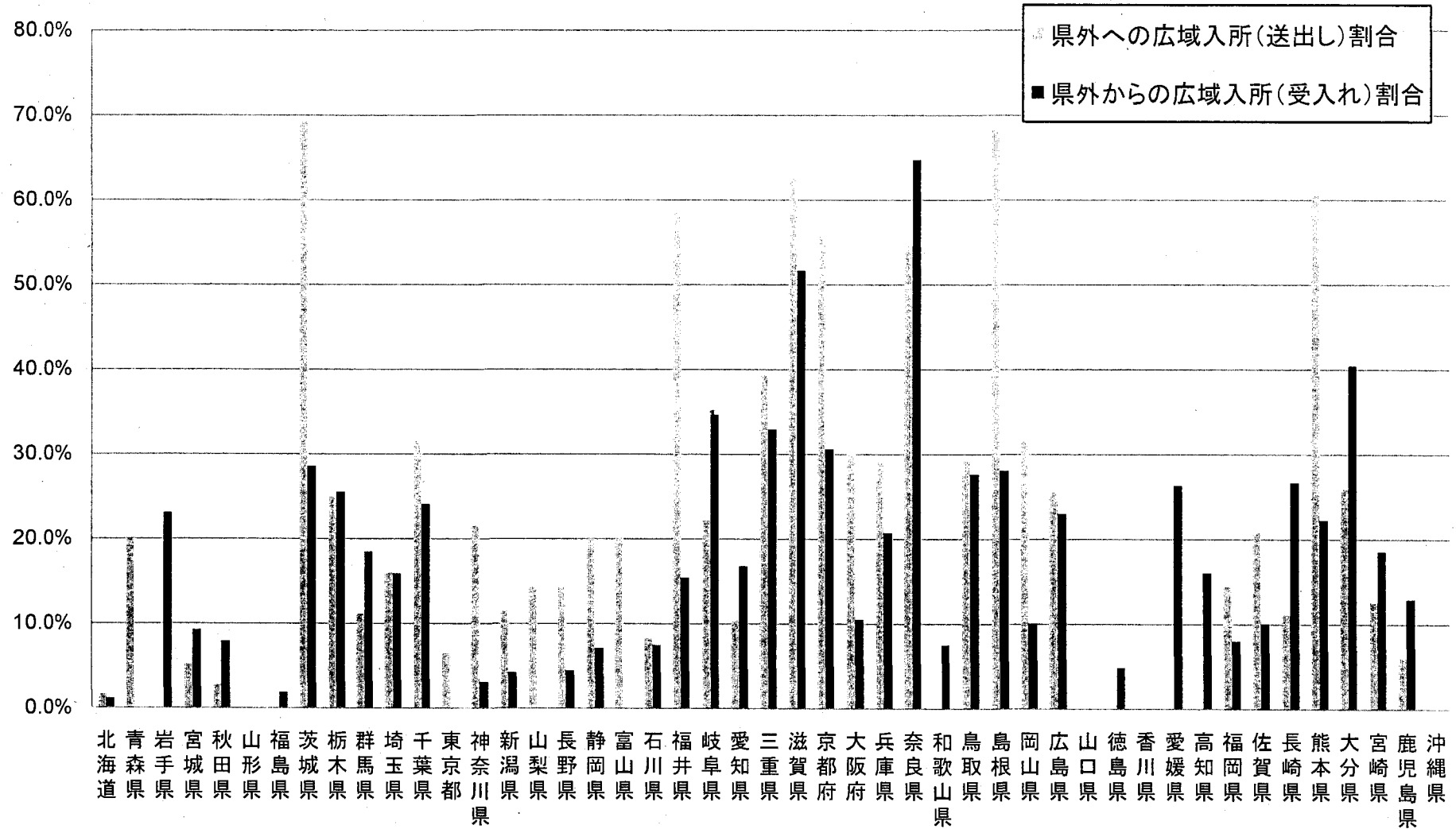
(3) 広域入所の自治体間格差

- 母子生活支援施設の広域入所の推進については、自治体間の格差が大きい。
- 広域入所の「送出し」も「受入れ」も共に積極的な自治体もあれば、どちらかに偏っている自治体もある。

平成21年度における都道府県別の広域入所(「夫等の暴力」を理由とするもの)の状況 《送出し》



母子生活支援施設における県外への広域入所(送出し)及び受入状況(都道府県別)

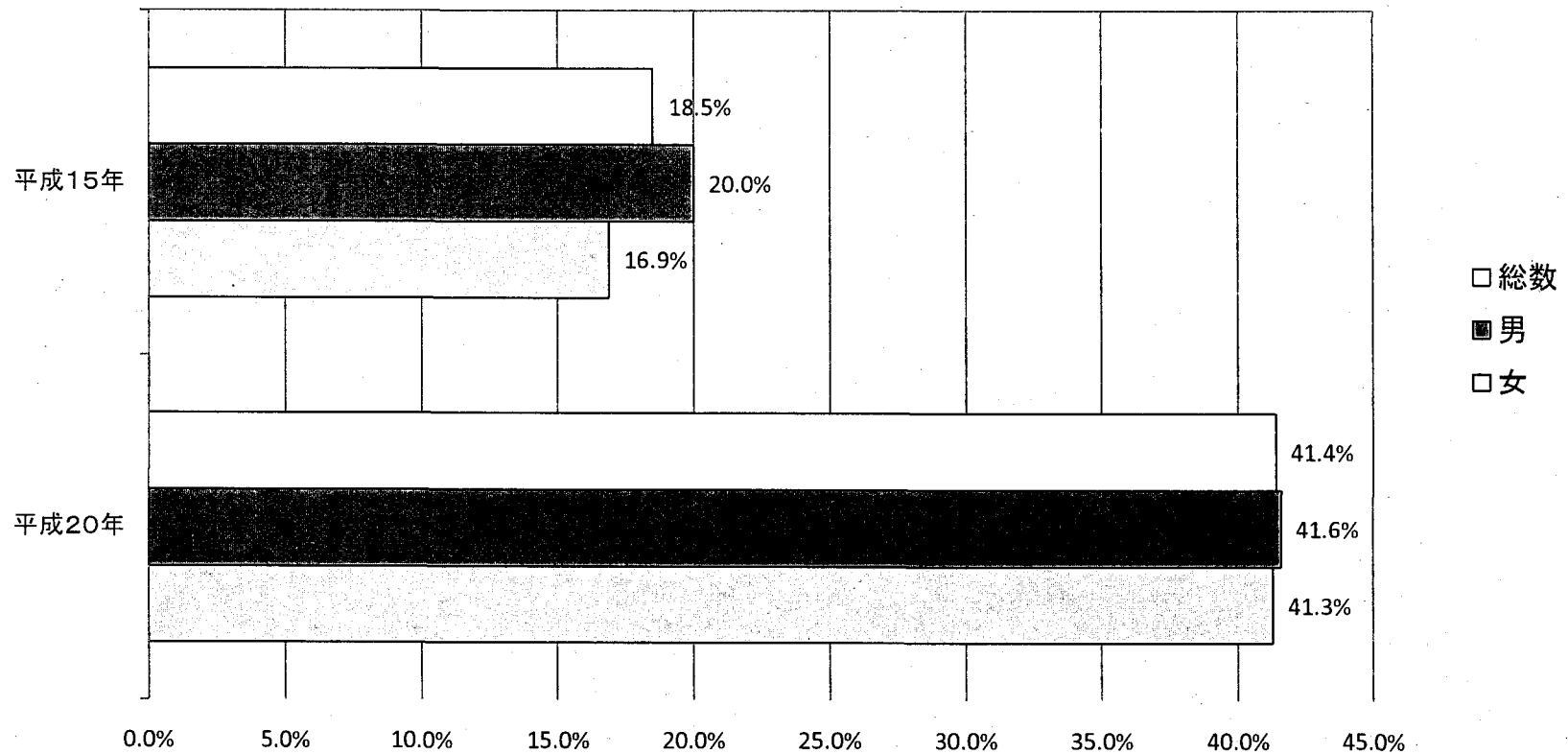


※県外への広域入所措置割合については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる平成21年度末現在の数値
 県外からの広域入所受入割合については、平成20年度全国母子生活支援施設実態調査による平成20年4月1日現在の数値

(4) 虐待を受けた児童の増加

母子生活支援施設においては、虐待経験のある児童の入所が増加しており、施設内における児童に対する支援の充実・強化や、児童相談所等との連携が求められている。

母子生活支援施設における虐待経験のある入所児童の割合



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(5年毎の調査)

注1. 総数には、性別不詳を含む。

注2. 平成15年度からの調査項目である。